

宮崎県自殺対策行動計画（第5期）概要版

1 計画の概要

(1) 趣旨

自殺対策基本法及び令和4年10月に改定された国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指し、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的な自殺対策の推進を図る。

(2) 位置づけ

- ・自殺対策基本法第13条第1項に定める都道府県自殺対策計画
- ・「宮崎県総合計画2023」の部門別計画

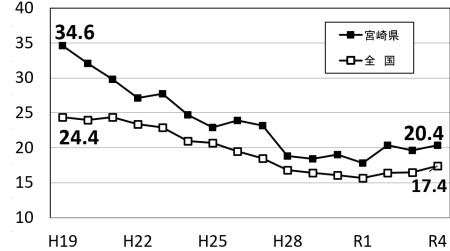
(3) 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

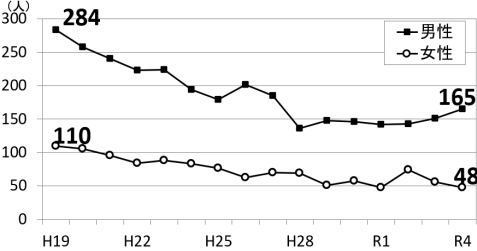
2 本県における自殺の現状等

厚生労働省「人口動態統計」

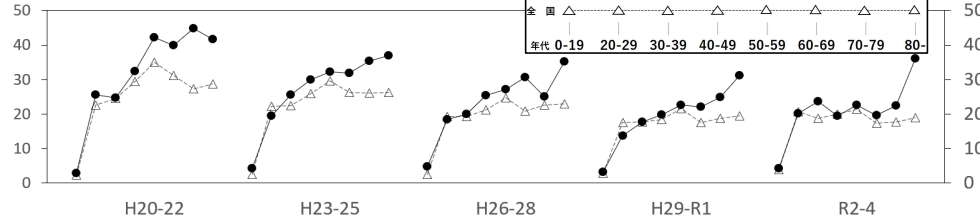
(1) 自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）



(2) 男女別自殺者数



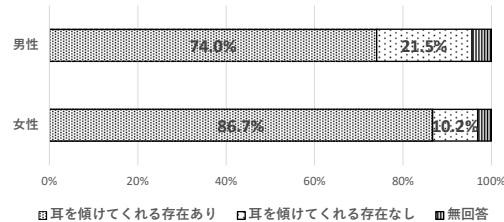
(3) 年代別自殺死亡率（3か年の平均）の推移



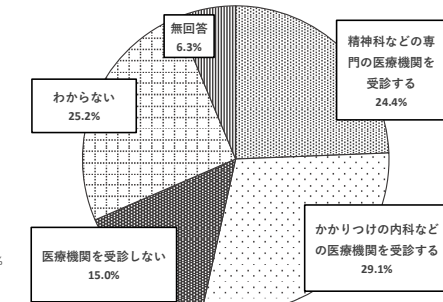
3 こころの健康に関する意識調査

18歳以上の県民4,000人にアンケート調査。
(R5.6.16～7.18、回答率44.4%)

Q 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいますか。



Q 眠れない、食欲がない等のうつ病のサインが2週間以上続く時、医療機関を受診しますか。



4 目標値

- (1) 単年の自殺死亡率 令和4年20.4 → 令和10年 16.5以下
- (2) 直近5年間の自殺死亡率の平均 平成30年～令和4年の平均19.4 → 令和6年～令和10年の平均 17.8以下

5 重点項目

- (1) ひなたのキズナ“声かけ”運動の更なる展開
悩みを抱えた人に気づき、声かけを行い、相談機関へ繋ぐ「ゲートキーパー(命の門番)」の役割の大切さ等の普及啓発
- (2) 高齢者に向けた取組の強化
比較的自殺者数の多い高齢者、特に男性に向けた相談窓口の周知や相談体制の充実
- (3) うつ病等の早期発見・早期治療の促進
うつ病等の精神疾患に関する正しい理解の促進、かかりつけ医と精神科医の連携強化

6 個別施策

① 国、市町村及び関係団体との連携強化

- ・宮崎県自殺対策推進協議会、宮崎県自殺対策推進本部等における連携の推進 等

② 一次予防（事前対応）

- ア 自殺予防等に関する普及啓発
 - ・「ひなたのキズナ“声かけ”運動」の推進
 - ・自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」の運用、インターネット上の検索連動型広告の実施
 - ・高齢者のメンタルヘルスに関する啓発 等
- イ 様々な職種や分野の方々を対象にした人材養成
 - ・医師、看護師、介護支援専門員等の専門職、市町村や相談支援業務従事者等への研修
 - ・教職員等に対する児童生徒のSOSの受け止め方に関する研修
 - ・県民生活に密着した関係者(理美容店等)に対する気づき、声かけ等に関する研修 等
- ウ 地域の見守りや居場所・出番づくり
 - ・民生委員・児童委員、民間事業者、ボランティア等と連携した多重的見守りの推進
 - ・「子ども食堂」、高齢者等の「通いの場」、「認知症カフェ」運営等への支援
 - ・重層的支援体制整備の「参加支援」や「アウトリーチ」等を実施する市町村への支援等

県民一般・支援者向け

③ 二次予防（自殺発生への危機対応）

- ア ハイリスク者の早期発見・早期対応
 - ・うつ病等の早期発見・早期治療のためのかかりつけ医と精神科医の連携強化
 - ・複数の専門機関の相談員によるワンストップ相談会の実施 等
- イ 相談対応等による支援
 - ・自殺予防のための電話相談体制の充実
 - ・「24時間子供SOSダイヤル」や「宮崎県子どもSNS相談」の運用によるこどもに対する相談 等

ハイリスク者向け

④ 三次予防（再発防止・事後支援）

- ・家族等の同意を基に、県警から情報を受けた自殺企図者に対する支援
- ・医療・警察関係者に対する自殺未遂者支援に関する専門研修（PEECコース等）
- ・自死遺族の方々が思いを分かち合う「つどい」の開催
- ・報道機関等に対する適切な自殺報道の呼びかけ 等

未遂者・自死遺族向け